

①契約 自動車
(立候補届出前 候補者⇔業者)

印紙は不要です。

車両賃貸借契約書

北茨城市長選挙候補者

北茨城 太郎

(以下「甲」という。)と 関南 三郎 (以下「乙」という。)は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号

普通乗用自動車(水戸500い8888)

3 台数

1台

4 使用期間

令和8年9月20日 から 令和8年9月26日 まで 7日間

車検証等を確認して記載してください。

5 契約金額

112,000円
内訳 1日 16,000円 × 7日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

法人の場合には、代表者印を押印します。

契約金額は問いませんが、選挙公営における限度額は、1日あたり16,100円、7日間で112,700円です。

関南

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は北茨城市に請求することはできない。

令和8年9月2日

法人の場合には、会社印並びに代表者名及び代表者印が必須です。

北茨城市長選挙候補者

住所 北茨城市磯原町磯原1630番地

氏名 北茨城 太郎

北茨城

住所 北茨城市関南町仁井田△△番地

名称 関南 三郎

関南

代表者